

信州型自然保育認定・登録制度（事務局素案）についての委員からのご意見

平成26年9月10日

理念等について

- 保育とあわせて幼児教育の重要性もしっかり盛り込んでほしい。
- 制度の名称については、幼児教育（学び）の視点を入れてほしい。
（若い保育者の意見を聴いたり、愛称やキャッチフレーズ等を公募したらどうか。）
- 信州型自然保育の定義の「信州の自然環境を積極的に活用する野外での多様な生活体験を基軸とした活動」と言う表現について、長野県はどの地域でも豊かな自然環境があるので、特に山奥や森の中に行かなければならないということではなく、身近な自然環境を活用することの大切さを伝えるべき。
- 理念にあるように、何よりも「実践の質」を高めることのできる仕組みにしてほしい。
- なぜ自然との関わりが大切なのかということが明確になっていない。そもそも自然との関わりが、なぜ今以上に必要なのかということ、わかりやすく理念に盛り込んでほしい。（保育現場ではなかなか自然保育の理念を具体的な実践の形にすることは難しいが、だからこそ、多くの保育者や保護者が共感できる普遍的な表現がほしい。）
（例）「子どものココロとカラダを育む環境はどうあったらよいのか、という問題意識から発展し、喜びや驚き、発見、共感などを、子ども、保育者、保護者が主体的かつ豊かに感じることができる環境や体験のあるべきひとつの姿として、従来の保育にプラスαな存在として自然保育をとらえる」

基準等について

- 既存の幼稚園や保育園も認定される基準にすべき。
- 建物や設備等の設置基準ではないので、実践内容をしっかり審査できる基準が大切。

【⑫の量的基準について】

- 量的な基準よりも体験活動の質を図る基準にしてはどうか。
- 質的に図る場合、園の身近に自然環境が豊富にある場合とそうでない場合との環境要因の違いを配慮すべき。（園の周辺に森や川や林、神社、公園等があれば野外に出かけることも無理はないが、周辺にそうした環境がない園の場合は、そもそも交通手段や時間の確保が大変である）
- 量的な基準を設定すること自体に無理があるのでは、回数や時間の基準を設定することで、それに意識が縛られ、回数や時間をこなすことだけで実践の質が落ちるようでは本末転倒。（時間について目安程度ならいいが、条件にすることは難しい）
- 回数や時間よりも、活動例などに基づいて具体的な実践内容がチェックできるほうがいいのでは。

【⑧の実践内容に関する基準について】

- 「自然としっかり向き合う体験活動を実践している」とあるが、「しっかり向き合う」という表現が抽象的。
(例) 幼児の場合、生活があそびであり、あそびが生活であることから、「自然の中で子どもが自ら学ぶ時間を確保している」とか、「長野県に昔から伝わる自然の恵みを生活に取り入れる活動を実践している」とするのはどうか。
- 「自然体験」ということばについても、あらためて具体的な表現を考えるべき。
(例)「自然体験というのは、自然の中で自ら学ぶこと」または「長野県に昔から伝わる自然の恵みを生活に取り入れる活動を実践している。」とするのはどうか。
- 「プログラムが設定されている」という言葉の使い方も慎重にすべき。
「環境構成、環境設定」という意味で使われていると思うが、「設定」という言葉のみでは「設定保育」を推奨するように思われぬか。
- 保険について、賠償責任保険は必要だと思うが傷害保険は本当に必要か。

全体として

- 保育は保育者の人材が何よりも重要であるので、人材育成の重要性についての視点もしっかりいれてほしい。
- 長野県の保育の特長、それぞれの園の実践の素晴らしさを掘り出すような制度にしてほしい。
- 大切なのは実践事例をできるだけたくさん集め共有することであり、自然保育の理念に基づいた実践例に学ぶことのできる仕組みづくりが重要。
- 幼児教育だけでなく、学童も含めた長野県のすべての子どもたちに、自然との関わり方を広めていく流れをつくるための仕組みであってほしい。(あまり基準が細かくなると広がるのがむずかしいのではないか。)

下線＝事務局付記